

# 現認證明書

本籍地  
現住所  
所屬部隊比島旅遺軍成九九七部隊一五三飛行大隊數字清中隊

官氏名陸軍

死亡場所比島バシイ海峡

死亡區分死亡前後軍上等兵

死亡日時昭和十九年七月三十日午前二時

死亡傷(病)名銃創、四肢多處受傷、左大腿、右小腿、右臂、左手

留守擔當者住所

續柄氏名

右證明する

昭和二十二年八月三十日

現認者名

元所屬官氏名比島旅遺軍成九九七部隊一五三飛行大隊數字清中隊

陸軍大尉

續柄備甲隊

5-13

32

歸

揮復

本日お便りに接し申

君の事、御尋ね下され松ニ至無事復員と何は置かても

君  
19-12

の戦死の模様早速御報らせ奉るが是と並には少しありすより内地を去る際

戰友名簿等も作成して持つておき、たゞ輸送船沈没と共に海中に紛失しましたので

君の離す位所不明か尋め心にむれず失致して居ります誠に申し訣も御座居

ません石の様体次第ですからどうぞお慮りからず御許さ下さい承りま下され

君より兼ねて伺ふ居りますしたが

君の御母上

車輿が御不幸貴様始の親戚御内親中也何ばかりかと御察し申し上

ます。又御尋ねの如き御状況既仰の様に次第御報をり運送致して居ります

君

三宣一、御附めらう下さる禮申し上げまし大が尚

私の記憶を想致して御報をせ致し

君

年六月十三日ひし下船は九洲の沿岸に沿つて鹿児島湾に寄り港にて

朝出發之北薩摩高士だ前へ之へ内進も竟終焉に至りて共に浦門岳へ見えなる迄

甲板に立つて眺めました。本日におれが見終りに附つたりかず

君はそれから

台灣に寄港して昭和十九年三月三十日午前三時より四時頃

を通過の際潜水艦に襲撃され私達の乗つた輸送船はボイラー等に爆雷ともらひて

約五分間位の後沈没しました。

辺りは真暗で丁度眠り盛りをやられたのです私は手さぐりでやうやく安全な

位置を求めて命令待ち機を退船命令を耳にうな海中に飛込み約十時向海

中でまよつて居りました運良く味方の救助船に拾はれてマニラウビ船に遭難者

は落ち合ひ生存者死亡者を調查しましたが其の時に

君は居ませんでした。

私り想ひまするに [REDACTED] 君は退船出来得ず船と共に巻込まれたうけにはないかと

の事三分の一位だつたが十 陸上は水没探しに吊る事を申しますが何と申します

も海飞すから船と共に沈没してしまつたへば死体一つ残らずません

君はそれ追は非常に元氣を出したれり急機に度々居りますのけ大体之九位

です内地部隊のくわいの船は [REDACTED] 君 [REDACTED] 岩が始めから同班でしたから両

君に御承知とは存じますが右よりすかう折時にモ雨會出来得ると思ひます

君にもくわい模様御教示を置きましたから同君とモ雨會の上御話し

下さ

誠に簡単で御座りますから物足り無いよも御座りますがせうが筆不調の

時も本の御話し申上げます

他日御拝顔の機会が有りましたら其

皆様に宣々お傳へ下さ

八月十六日

様

敬  
具

拝

19-13

35

卷之三

卷之三

卷之九  
補充  
步兵  
火器  
微集

庚午年正月廿二日  
照常九之月三十日  
先君歸天  
所人海城  
牛首一財

卷之三

以鳥弓之，則反于衡常也。其屋

道高德厚  
相達無二

和年正月廿日視行計  
定遠前第四面軍將士數

說題者  
書于戊子  
陸軍伍長

陸軍五

死事實證明書

本籍地

所屬部隊  
(通稱號)

飛行第団五戰隊

昭和

年徵集 陸軍上等兵

右之者昭和十九年八月廿日鳥呂東附近  
ノ戰闘ニ於テ戰死シタルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

調製官 飛行第団五戰隊長  
陸軍少佐

3-12

現認證明書

以鳥旅遣曉第六一四二部隊

陸軍上等兵

右者昭和十九年八月十四日于鳥於  
ノニ遭遇拂附二弾リ戰死(戰病非)セルコトヲ現

認又

昭和十九年八月十五日

現認第六一四二部隊幹候隊

陸軍上等兵

陸軍上等兵

印

# 戰死證明書

戰死者本籍地

戸主名實柄 戸主

氏名

印

二、所屬團有部隊名 比島派遺物第一軍部隊年月日生

三、戰死者徵集年月日役種等備役兵種步兵死亡前官等級陸軍長年月日

四、戰死年月日時刻及場所昭和十九年八月十六日午後十一時半野戰病院一樓

五、戰死現認ノ程度他言無

六、遺骨歸還ノ有無ナシ

七、戰死當時ノ狀況ノ概要

昭和十九年八月十六日午後十一時半野戰病院入院中野戰爆擊

點見六

八、死亡區分戰死事由實柄發病年月日昭和一年月日

九、其他(上陸時之戰死證明依年立又不明確者註明)上陸年月日及上陸地

十、遺族ノ現住所

戰死者トノ實柄

氏名

印

右ニ通リ戰死セラレタルコトヲ證明候也

昭和十九年一月十五日

證明者住所

戰死者トノ關係

所屬部隊名

兵種步兵官等級

陸軍步兵

氏名

印

市町村長證明箇所

市長署名相應有手印

昭和十九年五月十五日

印

現認證明書

被認定者 本籍  
會社在地  
會社名  
役名

陸軍航空本部臨時無給獎訖  
判任級 被認定者

年月日生

右者昭南市第三航空軍要員トニ赴往ノ事、陸軍輸送船帝並  
丸ニ便乗航行中昭和十九八年八月十六日午後十時頃バシイ海峽附近  
三片テ敵潛水艦、雷撃艇ヲ受ケ遭難シ、以テ之其後行衛不明  
トナリシモ三日也當時一状況ヨリシテ其際化也ルモノト判断ス

右現認入  
尚現認證明人、終始本人ト行動ト共ニ  
昭和二十一年月日

證明人 本籍

會社名

會社名

2-12

現認證明書

被認定者本籍

會社在地

會社名

役名

陸軍航空本部臨時無給鴉片訖  
判任役 被認定者元名

右者昭南第三航空軍要員として赴任、為テ陸軍輸送船  
乗組便乗航行中昭和十九年一月十八日午後十時漁船ノ  
近處於テ敵潜水艦雷撃ヲ受ケ遭難沈没シ其後  
行衛不明トナリシモニシテ當時、狀況ヨリシテ其際化七七八九

ト判済ス

右現認証明人ハ終始本人干渉勤ラ未ニス

昭和二十年四月

證明人

本籍

日

陸軍航空本部臨時無給鴉片訖  
判任役 被認定者元名

3-12

現証證明書

41

被認定有本籍

會江在地

役名

陸軍船室本部機時無給鴉耗  
判任彼被認定有本籍

412

右有號第三艘為軍運貨上並赴任為陸軍輸送船主並是  
便不能航行中和十九年八月十八日後七時順八日之海航時  
在該船水體雷擊於之後遭難沉沒又云其後行衛不勝  
ナリシニシニ其時狀況ヨリ云其深死亡已矣上判斷大  
右現認証  
而現認証明人終始本人行動勿失三人

證明人本籍

現然

陸軍船室本部機時無給鴉耗  
判任彼



陸軍船室本部機時無給鴉耗  
判任彼

現認證明書

役認定者本籍

會社所在地  
會社名

役名

陸軍船員  
判官役  
般認定者  
現

右有昭和十三年三月空軍要員として上陸したが、  
便東航行中昭和十九年八月十日午後十時頃、ハリケン  
吹き倒され、船外に落水。雷擊等の後、遭難沈没。其後、  
不明トナリシモ、ニレテ、海上航行、狀況ヨリシテ東洋北上セル。

右現認證明人、終始本人行動不<sub>良</sub>矣。

高塊認證明人、終始本人行動不<sub>良</sub>矣。  
昭和二十年四月

現任所  
陸軍空軍機械部隊  
現任所  
陸軍空軍機械部隊  
現任所  
陸軍空軍機械部隊  
現任所  
陸軍空軍機械部隊

上12

魏書證明書

被試題有不精

雷社

後  
考

判任叔被認定者氏名

卷之三

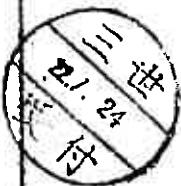
市有昭南第三航空軍要員トニテ赴任為之陸軍輸送船乗組三便  
乘船行中昭和十九年八月廿日午後十時頃登シイ海岬附近にて  
敵潜水艦一雷撃ノ及ヒ連難沈没シ其機群行衛未明トナリシモニシテ  
當時、状況ヨリシテ真察死亡セルモノト判明晰ス

向現認證明人、經辦人、行動人三

現住

陸軍航空本部總隊無給獎  
奏任拔、外員文忠臣等奏

43-12



死  
亡  
原  
因

## 病理由名

魏  
難

四：有無

三

43-13

死後，狀況（本人所屬部隊）

右之謂也。定人

所屬部隊  
現住所  
官等氏名印

卷之三

判明セル所ハ成ベク詳シテ記載セラレ度  
之死セ認定ノ理由ニハ其確度（例ヘバ昭和十九年十一月二日甲）ヲ示サレ  
、甲確実ナルモノ、乙記憶ウ人キモノ、丙他人ヨウキウモノ

現  
官等氏名印

十月二日甲子ラ示サシテ  
他人ヨウキウモノ

45